

水産業の燃油高騰対策

資料2
平成20年
水産庁

平成20年7月に緊急対策として措置

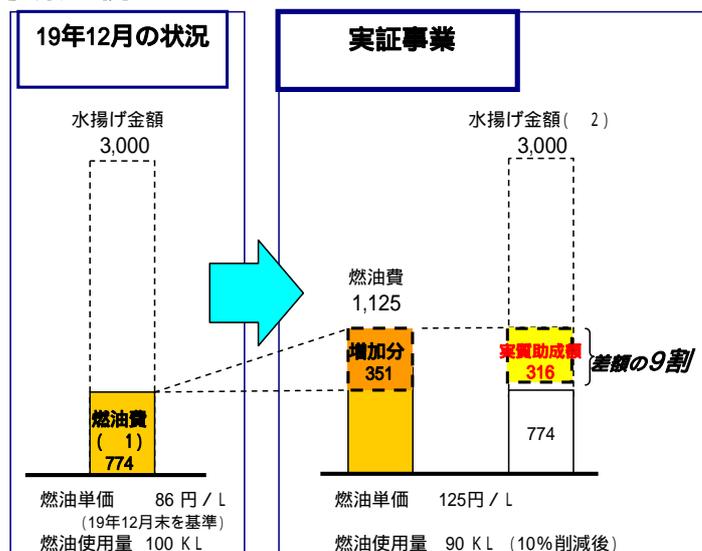
省エネ操業の推進

(予算額630億円 [20年度予算80億円、補正550億円])

事業の概要

5隻以上(地域の事情等に応じ、5隻未満のグループでも可能)が参加する漁業者グループが、操業の合理化によって燃油使用量を10%以上削減する(平成19年の使用量を基準とするほか、平成18年、平成17年等の使用量を基準とすることも可能)実証事業に取り組む場合に、燃油費の増加分(19年12月末を基準)の最大9割を国が負担。

<事業の例>



- (1) 燃油費は、19年12月末燃油価格(86円/L)と19年燃油使用量(100KL)を10%削減した量(90KL)により算出
- (2) 20年水揚げ金額は19年と同様と仮定

燃油高騰を乗り越えるための休漁・減船等の支援

(予算額103億円 [20年度予算65億円、補正38億円])

休漁・減船等の支援

漁業者等の負担の義務付け撤廃などによる休漁・減船等への支援の強化

国際減船の支援

国際規制に加え燃油高騰等も踏まえた減船を支援



休漁の場合の漁業者等の負担義務
 国の負担 【従来】1/3 【新対策】1/3
 都道府県の負担 【従来】1/3 【新対策】義務付け撤廃
 漁業者等の負担 【従来】1/3 【新対策】義務付け撤廃

省エネに取り組むための融資(無利子融資)

(補正1億円)

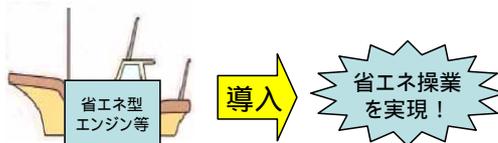
省エネ機器等の導入資金の確保

沿岸漁業改善資金(無利子資金)を活用し、省エネ機器等の導入を促進【融資枠108億円】

緊急的な運転資金の確保

無利子融資制度の新設を含めた省エネ操業に取り組むための運転資金の融通【融資枠150億円】

無利子融資を活用し省エネ型エンジン等を導入



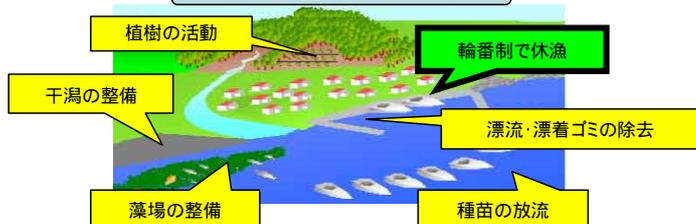
平成19年度補正予算で措置

省エネ推進協業体活動支援事業

(19年度補正20億円、補正5億円)

5人以上の漁業者グループが、10%以上の省エネを実現する輪番制休漁の協定などを締結した場合、休漁中の漁業者が行う「漁場生産力向上の取組」を支援

漁場生産力向上の取組例



漁業経営体質強化対策事業 (19年度補正21億円)

省エネ設備への置換やグループ操業(共同漁場探索船等の運行)を支援

流通対策のテコ入れによる漁業者手取りの確保

[水産物買取額400億円] (補正2億円)

漁業者団体による国産魚の買取・保管に係る買取代金金利・保管経費等への助成事業について、助成要件の緩和による直接取引への支援の強化、養殖飼料の直接取引の支援事業の追加、水産物買取額の拡充(225億円 625億円)

異業種との連携による水産業・漁村の活性化

(補正2億円)

異業種のノウハウや技術を活用して、漁業生産から流通・加工・販売にわたる省エネ型ビジネスプランの事業化を支援し、水産業及び離島を含む漁村地域を活性化

燃油高騰対策関係補正予算額600億円

赤字は20年度補正予算額